

宍粟市総合計画実施計画

(H30 年度～H32 年度)

宍 粟 市

目 次

1. 計画策定の基本方針

- 第1節 趣 旨
- 第2節 計画期間
- 第3節 計画の見直し
- 第4節 対象事業
- 第5節 計画策定の考え方と予算への反映

2. 実施計画

【定住促進重点戦略に関連する事業】

- 【住む】 集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援
- 【働く】 雇用の創出と就職支援
- 【産み育てる】 少子化対策
- 【まちの魅力】 選ばれるまちづくり

【総合計画 前期基本計画の体系による事業】

第1章 住み続けたい、住んでみたいまち

- 基本方針1. 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり
- 基本方針2. 快適に暮らせるまちづくり
- 基本方針3. 環境にやさしいまちづくり
- 基本方針4. 安全で安心なまちづくり

第2章 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち

- 基本方針5. 子どもが健やかに育つまちづくり
- 基本方針6. 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり
- 基本方針7. 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

【計画の着実な推進に向けて】

- 参画と協働のまちづくりの推進・持続可能な行財政運営の推進

1. 計画策定の基本方針

第1節 趣旨

実施計画は、「基本構想」>「基本計画」>「実施計画」で構成する第2次宍粟市総合計画において、基本計画に示す施策を実施するための具体的な事業計画として位置づけられており、財政的な見通しや社会経済情勢を勘案しながら、優先すべき事業に予算配分を行う等、社会情勢の変化に柔軟に対応できる短期的な計画として策定するものです。

第2節 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年です。

第3節 計画の見直し

計画は3か年の事業を固定するものではなく、毎年度ローリング方式により、進捗状況等を把握しながら事業の見直しを行います。

第4節 対象事業

総合計画における「基本計画」は、2つの基本目標、7つの基本方針、さらに29の基本施策の体系で構成されています。実施計画では、7つの基本方針ごとに重点的に取り組んでいくものを計上しています。

また、「基本構想」において、【住む】【働く】【産み育てる】【まちの魅力】の4つの区分により「定住促進重点戦略」を掲げ、宍粟市の最重要課題である人口減少対策に重点的に取り組むこととしており、それぞれ関連する事業を冒頭にまとめました。

第5節 計画策定の考え方と予算への反映

計画策定にあたっては、事業の必要性・妥当性・緊急性について検討するほか、長期的な展望や財政の収支見通しを踏まえたうえで策定し、もって予算編成及び事務事業執行の指針とします。

2. 実 施 計 画

【定住促進重点戦略に関連する事業】

【住む】集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援

事業名	事業区分	事業概要
森林の家づくり応援事業	継続	定住を目的に住宅を購入したり、空き家を改修しようとする市民に対し、取得、改修にかかる費用の一部を補助し、宍粟での暮らしを応援する。
空き家等の活用による移住・定住の促進事業	継続	宍粟市への移住・定住を促進するため、全国版空き家バンクへの参加など空き家バンクのさらなる充実や定住協力員、定住コーディネーター等の配置、体験住宅の充実等を引き続き行うことにより、定住、交流人口の増加、まちの賑わい創出をめざす取組を推進する。
通勤・通学費助成事業	継続	市内から京阪神等の遠隔地に通勤又は通学する市民に対し、通勤・通学にかかる費用の一部を助成する。
生活圏の拠点整備事業	継続	老朽化が進む市民局施設、生涯学習センター施設について、施設の更新に併せて管内に点在する施設の機能を集約する。

【働く】雇用の創出と就職支援

事業名	事業区分	事業概要
新規担い手育成支援事業	継続	市内の新規林業事業体が起業するため、必要な林業従事者の確保並びに高性能林業機械の購入等に要する経費を支援する。
企業誘致等推進事業	継続	企業誘致を推進するため、各種補助の実施、また市内で新たに起業する事業者への支援を行う。
ビジネスサポート事業	継続	企業の販路拡大と、企業間マッチングをめざし、ビジネスマッチングフェアを開催する。
無料職業紹介事業	継続	庁舎内に市独自の職業紹介所を開設し、市内企業の求人情報を開拓し、無料で職業相談を行う。
しそあの野菜集荷流通応援事業	新規	市内における農業生産物の集出荷の仕組みを確立し、生産から消費までの一連システムを構築する。
就農・定住促進事業	継続	地域農業を担う新規就農者の育成と農地の有効活用により、地域農業の活性化を図る。
宍粟市産農産物等の東京圏販促活動事業	新規	「2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合」が実施する「旅する新虎マーケット事業」を活用し、東京都内で宍粟市産の農産物等を活用した料理メニューの提供や、特産品等の販売を行う。
県立森林大学校受入環境整備事業	新規	染河内小学校の閉校後、大学校が同小学校を本校舎として使用するにあたり、既存プールの解体及び撤去を行う。

【産み育てる】少子化対策

事業名	事業区分	事業概要
子育て世代包括支援センター事業	継続	母子保健コーディネーターの設置による相談業務、産前産後サポート、産後ケア等、子育て支援を切れ目なく行うための各種事業を包括的に実施する。
母子保健助成事業	継続	特定不妊治療、不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦健診等にかかる費用を助成することで各種健診への受診を推進することにより、健康状態の早期把握、疾病及び異常の早期発見と早期治療の充実を図り、子育てしやすい環境づくりを推進する。

【産み育てる】少子化対策

事業名	事業区分	事業概要
乳幼児等医療費助成事業	継続	中学生までの子どもがある子育て世帯の医療費軽減を図る。
母子家庭等医療費助成事業	継続	高校生までの子どもがある母子家庭・父子家庭の医療費軽減を図る。
学童保育所園舎建設事業	継続	増加する学童利用希望者に対応するため、新たな園舎を建設する。(城下学童保育所)
しそがんぱりタイム事業	継続	地域人材を活用した放課後補充学習を実施することにより、家庭学習習慣を定着させ学力向上の基盤をつくる。

【まちの魅力】選ばれるまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
最上山公園整備事業	継続	公園内にある老朽化したトイレ、手洗い場、林業研修センターを撤去し、トイレの新設、管理棟の改修を行い、公園環境の維持を図る。
彩の森林(もり)整備事業	継続	市全域を花木等で彩り、魅力ある景観を創出する。
山崎中心市街地活性化補助事業	継続	山崎中心市街地活性化委員会が主体的に行う空き店舗改修、イベント開催、観光プロモーション、その他施設整備に対し助成を行う。
森林セラピー整備事業	継続	セラピーコースの増設も視野に入れた整備を行い、観光入込客の増加と企業研修等による集客を図る。
氷ノ山ツーリズム推進事業	継続	氷ノ山登山のための整備を行い、北部地域の活性化を図る。
御形の里づくり事業	継続	一宮北部の活性化拠点として、まほろばの湯を中心に一体的な整備を行うことにより、地域資源を活かした地域の活力を創出する。
サイクリストにやさしいまちづくり事業	継続	平たん路から急峻な坂道の道路環境を生かしたサイクリングコースを設定し、全国のサイクリストに宍粟市の魅力を発信し誘客を促進させ、観光振興・地域振興の発展につなげていく。

【 総合計画前期基本計画の体系による事業 】

第1章 住み続けたい、住んでみたいまち

基本方針1. 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
【再掲】 しそうの野菜集荷流通応援事業	新規	市内における農業生産物の集出荷の仕組みを確立し、生産から消費までの一連システムを構築する。
【再掲】 宍粟市産農産物等の東京圏販促活動事業	新規	「2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合」が実施する「旅する新虎マーケット事業」を活用し、東京都内で宍粟市産の農産物等を活用した料理メニューの提供や、特産品等の販売を行う。
鳥獣被害防止柵設置事業	継続	野生鳥獣による農業被害拡大を防止するための防護柵の設置に支援を行う。
農業収益力向上対策事業 (農業機械購入補助)	継続	市内農業の維持、規模拡大や農地集積に伴う農業用機械購入の支援を行う。
農業収益力向上対策等事業 (農業施設・設備補助)	継続	農業生産性向上、農業経営の安定に向け規模拡大を図るための施設・設備への支援を行う。
農地環境整備事業負担金	継続	農地の汎用化、農業の機械化・省力化など、生産性の高い農地を形成するためほ場整備(県営を実施する。)また、整備に必要な事業費を負担する。(安賀地区)
ため池耐震化整備事業負担金	継続	老朽化が進んでいるため池のうち、決壊した場合に下流域への影響が大きいため池から順に計画作成のうえ、整備工事(県営)を実施する。また、整備に必要な事業負担をする。
土地改良施設維持管理適正化事業	新規	農業用水利施設の機能低下を防ぐため、改修して安定的な用水の確保と円滑な排水機能を発揮する。地元は加入年度から5ヶ年間、整備に必要な経費の一部(30%)を、均等積立し、工事実施時に併せて10%を拠出する。
有害鳥獣等処理施設設置事業	継続	有害駆除等により捕獲したシカ・イノシシの適正な処理を目的として、残滓を含めた処理施設の実証を行った後、設置を進める。
有害鳥獣捕獲わな購入費支援事業	継続	野生鳥獣による農業被害拡大の防止を目的として狩猟者に対し捕獲わな及び新技術による大型わな設置について支援を行う。
農業生産基盤整備促進事業	継続	農業生産基盤の改修に必要な原材料の支給または、補助金を交付することで、農業生産性の向上と機能回復を促進し、農地の保全と農業基盤整備を図る。
水利施設整備(農地集積促進型)事業負担金	継続	河川の水位状況を観測できる施設と安全に操作が可能となる遠方装置の整備を行い、施設の被災の未然防止や安定した農業用水の確保を可能にし、農業生産性の向上を図る。また整備に必要な事業負担をする。(戸原地区)
耕作放棄地対策補助事業補助金	継続	耕作放棄地を再生し利活用しようとする農業者等が行う農地再生作業、簡易な基盤整備(用排水路の改修)、栽培作業に対し支援を行う。
森林管理道「前地カンカケ線」用地買収	継続	県代行業業により開設される森林管理道において、開設工事の完成に合わせ一筆ごとに関係する林地を買収する。
森林整備地域活動支援事業	継続	効率的な森林整備を推進するため、森林経営計画の作成と作業道の改良に対し支援を行う。
公有林整備事業	継続	市が管理する森林の公益的機能の向上を図るため森林整備を実施する。また、原木の安定供給をめざし、率先して搬出間伐を行い宍粟材の利活用に努める。
観光施設整備等事業	継続	観光施設(まほろばの湯、フォレストステーション波賀、ばんしゅう戸倉スキー場、ちくさ高原スキー場他)の整備を行う。

基本方針1. 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
【再掲】 森林セラピー整備事業	継続	セラピーコースの増設も視野に入れた整備を行い、観光入込客の増加と企業研修等による集客を図る。
【再掲】 氷ノ山ツーリズム推進事業	継続	氷ノ山登山のための整備を行い、北部地域の活性化を図る。
東山彩りの森整備事業	継続	広葉樹植栽及び森林整備により、東山彩りの森の景観形成を図り森林環境の名所とし、地域活性化とともに観光客の増加を図る。
観光施設トイレ環境整備事業	継続	市有観光施設のトイレ環境を整備することで観光客の利便性の向上を図り、観光客の増加を図る。
観光イベント事業補助金	継続	観光振興に関する民間主体の各種イベント事業を支援することにより、民間主導の地域づくりを促進し、多様な交流の促進による観光振興と活力ある地域づくりを図る。
しそ森林王国観光協会支援事業	継続	観光関係者の観光振興に関する組織的及び総合的な活動を支援することにより、効果的な観光振興対策を促進し、観光産業の振興と地域の活性化を図る。
学生合宿促進補助金	継続	学生、生徒及び児童の本市における合宿の宿泊に要する経費を補助することにより、学生等の合宿の開催誘致を促進し、もって市内への観光入込客及び宿泊者の増加を図り、滞在型観光の推進及び地域振興を図る。
【再掲】 山崎中心市街地活性化補助事業	継続	山崎中心市街地活性化委員会が主体的に行う空き家店舗改修、イベント開催、観光プロモーション、その他施設整備に対し助成を行う。
音水湖カヌー競技場整備事業(西日本一のカヌー競技場づくりプロジェクト)	継続	西日本レベルのカヌー競技大会の開催に必要な施設等の整備を行う。
有害鳥獣捕獲事業	継続	適正な個体数を維持し鳥獣被害の軽減を図るため、シカの捕獲活動を支援する。
【再掲】 就農・定住促進事業	継続	地域農業を担う新規就農者の育成と農地の有効活用により、地域農業の活性化を図る。
宍粟市産物販売促進事業	継続	宍粟市産の農産物等の知名度向上と市外への販路拡大を図るため、宍粟市産であることを表すシールや、シールの収集ポイントにより特産品を贈呈するなどの取組みを行う。
地産地消推進事業	継続	児童や市民に宍粟市が振興する農作物等を知ってもらい、消費拡大に努めることで生産者の生産意欲向上とともに生産拡大を図る。
多面的機能支払交付金事業	継続	農地・農業用施設の日常の保全活動に加え、集落が行う水路や農道等の補修・更新などの活動を支援する。
中山間地域等直接支払交付金事業	継続	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域の農業振興活動を支援する。
【再掲】 ビジネスサポート事業	継続	企業の販路拡大と、企業間マッチングをめざすし、ビジネスマッチングフェアを開催する。
産業連携促進事業	継続	市内における農林漁業者と商工業者等の産業連携を支援することにより、地域経済の振興を図る。
【再掲】 企業誘致等推進事業	継続	企業誘致を推進するため、各種補助の実施、また市内で新たに起業する事業者への支援を行う。
【再掲】 無料職業紹介事業	継続	庁舎内に市独自の職業紹介所を開設し、市内企業の求人情報を開拓し、無料で職業相談を行う。

基本方針 1. 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
【再掲】 新規担い手育成支援事業	継続	市内の新規林業事業者が起業するため、必要な林業従事者の確保並びに高性能林業機械の購入等に要する経費を支援する。
新規事業者林業機械支援事業補助金	継続	市内の新規林業事業者が起業するため、必要な高性能林業機械の購入若しくはリースや補修に要する経費の一部を支援する。
林業振興基盤整備促進事業	継続	林道又は基幹作業道の補修にかかる経費に対して支援する。
穴粟材利用推進事業	継続	穴粟材の利用促進活動に対して支援する。
流末水路等整備事業	継続	県が行う治山施設下流の未整備水路を整備し、豪雨等により発生する出水を安全に流下させる機能を補う。

基本方針 2. 快適に暮らせるまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
火葬場整備等事業	継続	施設の老朽化が進んでいることから、計画的に修繕を行い、施設の長寿命化を図る。
市営住宅建替事業	継続	老朽化した市営中山台団地の建替えを行う。
市道新設改良事業	継続	市道の新設・改良を行う。 H30:12路線、H31:10路線、H32:11路線を予定
都市計画道路整備事業	継続	都市計画道路の整備を行う。 H29～:都市計画道路 山田下広瀬線
市道維持管理事業	継続	市道の維持管理(道路構造物の修繕、舗装修繕等)を行う。
道路除雪等事業	継続	市道等の除雪事業を実施する。
除雪車等購入事業	継続	道路除雪事業等に必要除雪車等の購入(更新)を行う。
橋梁長寿命化修繕事業	継続	橋梁長寿命化計画に基づき、老朽化した橋梁の修繕等を実施する。
河川水路新設改良事業	継続	市内水路の排水確保のため水路の新設・改修を行う。
河川維持事業	継続	河川の適正な維持管理により降雨災害の防止に努める。
急傾斜地崩壊対策事業負担金	継続	県営急傾斜地崩壊対策事業にかかる事業費の5%～10%を市が負担する。

基本方針 2. 快適に暮らせるまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
携帯電話基地局整備事業	新規	電波不感地の解消のため、携帯電話基地局の整備を行う。
事業所等光ケーブル活用支援事業	継続	事業所・店舗・空き家への光ケーブル引込工事補助を行うことで、敷設距離による費用負担の公平性を確保する。
自主放送番組制作委託事業	継続	しそチャンネルの魅力を高めるため、スポーツ大会・文化活動・まちづくりイベント等の取材・撮影・編集等の番組制作を委託する。
路線バス購入補助事業	新規	市内を運行する路線バスの新規購入に対し補助を行う。
雨水幹線整備事業	継続	雨水の適切な排水及び内水氾濫の防止を図るため、必要な整備を行う。
水道施設改良事業	継続	機器、施設更新を計画的に実施することで、施設の長寿命化を図り、経済的かつ安全安心な水道水の供給を実現する。また、施設の耐震補強により、地震など災害発生時における水道水の供給を可能にする。
水道施設老朽機器更新事業	継続	上水道施設の老朽した電気機械設備等の更新工事を行う。
流域下水道事業建設負担金	継続	兵庫県の施設整備計画に基づき、受益市町(姫路・たつの市・宍粟市・太子町)において前期及び後期の2回に分けて負担金の支払いを行う。
合併浄化槽設置事業補助金	継続	個別処理区の合併処理浄化槽設置者に対し、設置費の一部を補助する。
水道水源確保事業	継続	水道水の安定供給と災害に強いまちづくりを推進するため、老朽化した今宿取水場の複数化をめざし上水道水源を整備する。
公共下水道施設等整備事業	継続	公共下水道施設について順次長寿命化計画を策定し、計画を基に施設整備を行い、快適な生活と住環境の整備を図る。
コミュニティ・プラント施設等整備事業	継続	老朽化が進む施設機器について、計画的に更新等を行い、長寿命化を図る。
農業集落排水処理施設等整備事業	継続	農業集落排水処理施設の改修及び更新工事を行う。
上水道老朽管更新事業	継続	老朽化が進む配水管、水管橋について、計画的な改修を行う。
道路改良工事に伴う水道管移設等事業	継続	県、市道改良工事に伴う水道管等の移設工事を行う。
道路改良工事に伴う管路施設移設事業	継続	県、市道改良工事に伴う公共下水道・コミュニティプラント・農業集落排水管路等の移設工事を行う。
新規加入に伴う公共マス設置事業	継続	公共下水道・コミュニティプラント・農業集落排水への新規加入に伴う公共マス設置及び管路布設工事を行う。
地籍調査事業	継続	地籍を明確にすることにより、土地管理を容易にし、境界トラブルの防止、公共事業の円滑化等を図る。

基本方針 2. 快適に暮らせるまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
【再掲】 空き家等の活用による移住・定住の促進事業	継続	穴粟市への移住・定住を促進するため、全国版空き家バンクへの参加など空き家バンクのさらなる充実や定住協力員、定住コーディネーター等の配置、体験住宅の充実等を引き続き行うことにより、定住、交流人口の増加、まちの賑わい創出をめざす取組を推進する。
【再掲】 通勤・通学費助成事業	継続	市内から京阪神等の遠隔地に通勤又は通学する市民に対し、通勤・通学にかかる費用の一部を助成する。
地域生活交通対策補助事業	継続	市民にとって必要不可欠な生活バス路線の維持確保を図るため、運行経費の補助を行う。

基本方針 3. 環境にやさしいまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
しそくクリーンセンター設備修繕工事	継続	老朽化が進む設備の修繕を行い、長寿命化を図る。
針葉樹と広葉樹の混交林整備事業	継続	スギ・ヒノキ等の高齢人工林の部分伐採を行い、広葉樹等を植栽して混交林化を図り、公益的機能の高い森林に転換する。
再生可能エネルギー普及促進事業	継続	市内のエネルギー自給率70%(H42)をめざし、再生可能エネルギー機器の購入等を支援する。
環境市民プロジェクト推進事業	継続	穴粟市環境基本計画の趣旨に沿って市内で環境保全活動を行う団体に対し支援を行う。
生ごみ減量化促進事業補助金	継続	ごみの減量化を図るため、自家処理が可能な生ごみ処理機等の購入を支援する。
リサイクル資源集団回収奨励金	継続	自治会等団体が行う資源ごみの集団回収運動を奨励し、ごみの減量及び資源の有効利用を促進する。
資源ごみ回収ステーション整備事業	継続	資源ごみのコンテナ回収により資源の有効利用を、一層促進するため自治会に対してステーション設置の支援を行う。

基本方針 4. 安全で安心なまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
交通安全施設事業	継続	通学路安全点検個所の改修、道路照明の修繕、安全施設の補完等を行う。
消防車両等整備事業(非常備消防)	継続	穴粟市消防団における消防ポンプ自動車・小型ポンプ付き積載車を計画的に更新する。
消防・救急車両整備事業(常備消防)	継続	西はりま消防組合の車両更新基準に基づき、老朽化が進んだ車両(普通貨物・緊急車両・救助工作車・高規格救急自動車・消防ポンプ車等)の更新を行う。
農村地域防災減災事業(ため池耐震化整備工事)	継続	ため池整備計画に基づき、耐震化工事を実施する。
県単独補助治山事業	継続	県補助の対象となる人家等裏山で発生した山地災害の復旧を行い保全する。
森林整備促進事業	継続	国の造林事業等により森林所有者等が実施した間伐経費の補助残及び市単独による森林整備経費の助成を行う。

基本方針4. 安全で安心なまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
しそ防炎景観推進事業	継続	倒木被害の恐れがある人家等に近接する森林を帯状に伐採し、市民の安全及び野生動物の出没を抑制するとともに、美しい景観形成を図る。
緊急防災林整備事業	継続	流木・土石流災害が発生する恐れのある流域内で、間伐材を利用して森林防災機能を強化するための簡易土留工を設置し、災害に強い森林づくりを行う。
【再掲】 流末水路等整備事業	継続	県が行う治山施設下流の未整備水路を整備し、豪雨等により発生する出水を安全に流下させる機能を補う。
住まいの耐震化促進事業補助金	継続	旧耐震基準住宅の耐震化工事に対し支援を行う。
自主防災組織支援事業	継続	自主防災マップや防災台帳の作成費用、また防災資機材の購入費用の一部を助成する。
防犯カメラ設置事業補助金	継続	自治会等が公道に面した場所などに防犯カメラを設置する費用の一部を助成する。
消費者行政推進事業	継続	自ら考え、行動する消費者を増やし、消費者被害を減らすため、専門の相談員を設置し、市民の消費生活相談に対応し助言を行う。
災害用備蓄品購入事業	継続	大規模災害に対処するため、災害備蓄品を複数年(4年予定)で購入し、更なる充実を図る。

第2章 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち

基本方針5. 子どもが健やかに育つまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
スクールバス購入事業	継続	学校規模適正化等の実施に伴い遠距離通学となる児童生徒に対して、スクールバスの運行を開始し、安全安心な通学手段を確保する。
通園バス購入事業	継続	幼保一元化による認定こども園の開設にあたり、通園バスを整備する。
学校規模適正化事業	継続	学校規模適正化の実施にあわせ、屋内体育館・プール改修事業を行う。
小学校施設整備事業	継続	千種小学校の屋内運動場の屋根改修事業、山崎小学校のプール改築事業を行う。
中学校施設整備事業	継続	山崎西・山崎南・山崎東中学校の校舎・屋内運動場等の大規模改修事業を順次実施する。
学校ICT環境整備事業	継続	タブレット端末等のICT機器を導入して「わかりやすい授業づくり」を進めるとともに、教職員用のパソコンを更新して校務情報化を推進する。
こども園施設等整備・推進事業	継続	幼保一元化計画に基づき、認定こども園の設置を推進する。
【再掲】 学童保育所園舎建設事業	継続	増加する学童利用希望者に対応するため、新たな園舎を建設する。(城下学童保育所)
保育所バス運行経費補助金	継続	地域の交通事情を勘案し、保育所通所バスを運行することで、子育て世代の負担の軽減を図る。
出会い応援事業	継続	男女の出会いの場の提供や支援を行い、未婚化・晩婚化の解消を図る。

基本方針5. 子どもが健やかに育つまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
消防団婚活イベント事業	継続	消防団活動に励む独身団員の婚活を手助けし、人口増加と消防団の組織強化を図る。
あずかり・学童保育事業	継続	子ども・子育て支援事業計画に基づき、学童保育事業を実施する。
郷土愛育成事業(自然学校推進補助事業・ふるさとしそ探検隊事業・環境体験補助事業)	継続	地域教育資源を活用した系統的な体験活動を通じて、子どもたちに宍粟の魅力伝える。
しそ学校生き生きプロジェクト補助事業	継続	それぞれの学校において、自主的及び主体的に取り組む特色ある教育活動を支援する。
特別支援教育総合サポート事業	継続	特別な支援を必要とする児童・生徒へきめ細やかな取り組みを実施する。
【再掲】 乳幼児等医療費助成事業	継続	中学生までの子どもがある子育て世帯の医療費軽減を図る。
【再掲】 母子家庭等医療費助成事業	継続	高校生までの子どもがある母子家庭・父子家庭の医療費軽減を図る。
命と性の教室事業	継続	市内の全中学生を対象に助産師を講師として招き、「命と性の教室」を実施し、命の大切さを学び、将来の育児や子育て、さらにはライフプランを考える機会とする。
【再掲】 しそがんばりタイム事業	継続	地域人材を活用した放課後補充学習を実施することにより、家庭学習習慣を定着させ学力向上の基盤をつくる。
訪問型学習支援事業	継続	訪問型の学習支援を実施する。
第2期子ども・子育て支援事業計画策定事業	新規	一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備するため、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定する。

基本方針6. 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
グループホーム開設サポート事業	継続	市内に障害者グループホームを開設する法人に対して、取得した家屋についての改修費用等について補助を行う。
診療所医療機器整備事業	継続	安全・安心・信頼の医療を提供していくため、波賀・千種診療所の老朽化した医療機器の更新を行う。
公立宍粟総合病院施設整備事業	継続	病院機能の向上のため院内改修を行い診療環境を整備する。
公立宍粟総合病院医療機器整備事業	継続	安全・安心・信頼の医療を提供していくため、老朽化した医療機器の更新を行う。
地域包括ケアシステムの構築	継続	「介護」「医療」「予防」、「住まい」「生活支援、福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅生活を支える仕組みとして、住み慣れた地域で暮らしを営めるよう体制整備を進める。
日曜祝日当番医事業	継続	宍粟市医師会の協力のもと日曜日、祝日及び年末年始の医師休診日における突発的なけがや病気などに対する初期救急の医療体制を確保する。

基本方針6. 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
夜間応急診療所運営事業	継続	宍粟市医師会の協力のもと夜間における突発的なけがや病気などに対する初期救急の医療体制を確保する。
訪問看護事業	継続	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう在宅で医療が受けられる訪問看護事業を展開する。
社会福祉協議会補助事業	継続	地域福祉活動の充実を図るため、地域福祉を担う社会福祉協議会の活動を支援する。
老人クラブ活動等社会活動促進事業	継続	健康で明るい長寿社会づくりのため、老人クラブの活動を支援する。
外出支援サービス事業	継続	外出が困難な障がいのある人や高齢者に対して、自宅から公共機関等の目的地まで移送サービスを実施する。
相談支援事業所運営	継続	障がい福祉サービス利用者が安心して生活できるよう支援する。
福祉世帯水道料金等助成事業	継続	福祉世帯の経済的負担を軽減するため、水道料金等の一部を助成する。
特定健診無料・半額クーポン等事業	継続	受診率の向上により生活習慣病の早期発見・特定保健指導による生活改善を目的として、初めて特定健診を受ける40歳の市民の自己負担を無料とし、以降5歳刻みの年齢にあたる市民の自己負担は半額とする。
【再掲】 母子保健助成事業	継続	特定不妊治療、不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦健診等にかかる費用を助成することで各種健診への受診を推進することにより、健康状態の早期把握、疾病及び異常の早期発見と早期治療の充実を図り、子育てしやすい環境づくりを推進する。
予防接種事業	継続	予防接種により重篤な感染症への罹患を防ぐとともに重症化を予防する。また、感染の蔓延を防ぎ、社会生活への影響を抑制する。
高齢者通いの場づくり支援事業	新規	介護予防や地域づくりを目的として、高齢者が主体的に運営する通いの場の設置を促進し、通いの場を継続的に運営するための人材派遣や経費面の支援を実施する。
歯科健診事業	継続	特定健診に併せて歯科健診を実施し、歯及び歯周の健康を管理する習慣の普及、定着を図る。
ろう者に対する意思疎通支援事業	継続	ろう者に対する意思疎通支援としてテレビ電話を導入し、市役所窓口での相談等を実施する。
【再掲】 子育て世代包括支援センター事業	継続	母子保健コーディネーターの設置による相談業務、産前産後サポート、産後ケア等、子育て支援を切れ目なく行うための各種事業を包括的に実施する。
健康増進計画及び食育推進計画策定事業	継続	健康増進計画、食育推進計画の計画期間満了に伴い、以降の計画を策定する。
食育推進サポーター養成事業	継続	食に関する知見や知識を持つ人を「食育推進サポーター」として登録し、学校や地域での食育活動へ講師として派遣する。
第3期地域福祉計画策定事業	新規	地域福祉の理念を明らかにし、各福祉分野の具体的な実施計画を進めていく上での基本的な考え方や方向性を示すことを目的に第3期地域福祉計画を策定する。

基本方針7. 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

事業名	事業区分	事業概要
スポーツ施設整備事業	継続	山崎スポーツセンター施設改修、波賀総合スポーツ公園等の整備を行う。
社会教育施設等整備事業	継続	山崎文化会館等の改修、図書館の図書購入等を行う。
人権推進事業	継続	人権尊重社会の実現に向け、人権問題解決に向けた啓発や学習会の実施、人権擁護(相談・支援・救済)の取り組みを行う。
いきいき地域づくり事業	継続	生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施する。
スポーツ立市推進事業	継続	ウォーキングやジョギングのためのモデルコースを始め、市民が気軽に健康づくりに取り組める環境を整備する。また、ラジオ体操の普及や地域スポーツを充実するなど、市民の健康増進を図る。
女性キラキラパワーアップ応援事業	継続	地域における女性の参画の拡大を推進し、地域の活性化に資する女性団体活動を支援する。
男女共同参画意識の醸成事業	継続	男性の家事・育児への参加促進、また出産等を機に離職した女性への再就職支援に向け、講座や講演会を開催し、性別による固定的役割分担意識にとらわれない社会の実現をめざす。

～計画の着実な推進に向けて～（参画と協働のまちづくりの推進・持続可能な行財政運営の推進）

事業名	事業区分	事業概要
自治会活動等支援交付金事業	継続	単位自治会等に対し活動等交付金を交付する。
集落センター改修負担金事業	継続	地元自治会へコミュニティセンターの譲渡を進めていくにあたり、自治会が行う施設改修につき市が費用の一部を負担する。
自治会集会所施設整備事業	継続	地域コミュニティ形成の場として、自治会が行う集会所の整備に対して支援を行う。
旧教育集会所施設等補助事業	継続	旧教育集会所施設の譲渡を受けた自治会に対し、改築等に係る支援を行う。
地域活動拠点施設整備補助事業	継続	地域活動のための活動拠点を必要とする市内の住民団体等に対し、拠点の整備・改修に係る支援を行う。
情報システム更新・最適化事業	継続	導入より5年以上が経過した情報システムの更新を行う。
しそ光ネット支障移設工事及び機器更新事業	継続	放送・通信サービスの安定的な運用のため、しそ光ネット支障移設工事等とあわせて、導入から5年以上が経過した機器の更新を行う。
公衆無線LAN整備事業	新規	国の防災等に資するWi-Fi環境の整備計画の主旨に基づき、公共施設等の公衆無線LAN整備を行う。
下水道施設統合計画策定事業	継続	持続可能で効率的な下水処理を行っていくため、市内の下水道施設全体の統合計画を策定する。
下水道事業特別会計の公営企業会計適用事業	継続	地方公営企業法を適用し、財政運営の明確化及び透明化を図る。
地域おこし協力隊事業	継続	地域力の維持強化及び地域活性化を促進する担い手となる人材を地域外から積極的に招致し、その定住、定着及び起業を図る。
地域づくりNPO法人育成・支援等事業	継続	地域づくりのためのNPO法人の設立等に対して支援を行うとともに、他の団体と連携ができる体制を構築し、地域コミュニティの活性化を図る。
しそ元気げんき大作戦事業	継続	地域資源及び地域の個性を活かした自主的・主体的なまちづくり活動を支援する。
コミュニティ組織強化事業	継続	コミュニティ組織の強化を図るため、地域の課題を整理しながら、自主的なまちづくり活動を促進させるためにアドバイザーを派遣する。
地区コミュニティ醸成支援・支援員設置事業	継続	単位自治会の枠を超えたコミュニティの形成や地区自治会等の合意形成に基づく魅力ある活動を促進するため、地区自治会等が主体となるコミュニティ活動の拠点づくりや地区活動の活性化及び話し合いの場づくりなどを支援する。
協働のまちづくり交付金	継続	地区の自主性を尊重し、かつ、活動を助長させる財政的支援を行うことで市民自治の実現を図る。
ふるさと納税推進事業	継続	全国から寄付による応援をいただき、魅力あるまちづくりを進めるとともに、宍粟市の特産品をお礼の品として贈呈し、全国に向けて宍粟市をPRする。